

# 集団的自衛権の行使容認に強く反対する

安倍晋三首相を首班とする安倍内閣は7月1日、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。これによって今後、自衛隊を海外派遣するための法整備が進み、紛争解決の手段としての戦争を放棄した日本国憲法九条が骨抜きにされ、アメリカなど他国の戦争のために日本人の血が流れることが決定的になったことは明らかである。

これまでのアフガニスタン戦争やイラク戦争の場合、日本は憲法九条にのっとり、①武力行使は行わない②戦闘地域には行かない、という二つの歯止めがかけられていた。今回の閣議決定は、この二つの歯止めをなくすことを意味する。ここで改めて思い出すべきことは、アフガニスタン戦争に後方支援で参加した NATO（北大西洋条約機構）21カ国の犠牲者が、1,031人に上ったことである。今後、日本は同様の犠牲を出す道を歩むことになる。戦争をしない国であり続けるのか、「海外で戦争をする国」へ大転換するのかという歴史的岐路にあって、安倍内閣は後者の道を選んだのである。

それに加えて、戦争は「戦闘地域」だけで進むものではない。集団的自衛権が行使される「戦場」は国外であっても、戦争が始まれば日本国内も無縁ではいられない。すでに成立した特定秘密保護法は、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現を抑圧することが目的である。すでにマスコミ等の自主規制、大政翼賛的報道姿勢が見え始めている。憲法で守られている基本的人権、思想及び良心の自由、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由が蹂躪、抑圧される暗黒時代の到来は、杞憂とはいえなくなっている。

暗黒時代には、文化活動の自由も踏みにじられる。日中・太平洋戦争時の映画人はどうであったか。侵略戦争、絶対主義的天皇制に異を唱える映画人は獄中に入れられ、映画を作る自由を奪われ、他方、自らが意図しない戦意高揚の国策映画を作らされてきた。私たちは二度とこうした日本になることを許してはならない。

今一つ言わなければならないことは、安倍内閣はこの憲法九条にもかかわる重大な変更を、憲法九十六条の改憲手続きにのっとり主権者たる国民の意思に委ねるのではなく、閣議決定で推進していることである。このような立憲主義を踏みにじる独裁的なやり方を、私たちは断じて許すことはできない。

日本映画復興会議は、これまで日本映画の文化的・産業的復興と民主的な再生をめざして活動を進め、「平和と民主主義を守り、戦争に反対し、ヒューマンイズムの理念に徹した日本映画の業績」を顕彰する日本映画復興賞を運営してきた。この私たちの運動に逆行する安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定およびそこから生じる戦争のできる国づくりの体制整備の動きのすべてに、私たちは断固として反対するものである。

2014年7月1日

日本映画復興会議

連絡先 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-12-9  
グランディールお茶の水 301号

<http://nefk.net/>

Email [jimu@nefk.net](mailto:jimu@nefk.net)